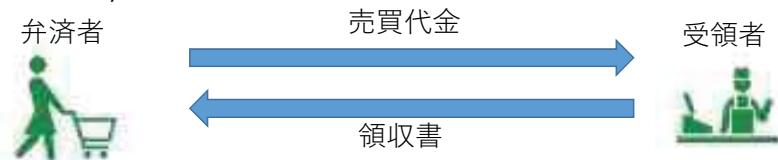


## 民法上の受取証書（領収書）について

- 民法第486条  
「弁済をする者は、弁済と引換えに、弁済を受領する者に対して受取証書の交付を請求することができる。」  
→受領者（債権者）は、弁済者（債務者）の請求に対して、受取証書を交付する義務を負う。  
この「受取証書」は、**基本的には書面を想定**。



- 趣旨  
二重払いを防ぐため、弁済者にとっては弁済の証拠資料が必要  
→弁済者が受領者に対して、領収書の交付を請求することができることとしたもの
- 適用対象  
民法は私法の一般法であるから、全ての債務の弁済に適用があり、受領者の属性（個人・法人の別、事業者・消費者の別等）、債務の額や内容等にかかわらず**一律に適用される**。
- 当事者間で、書面に代えて電磁的記録を提供する旨の合意をすることは可能。

## 民法第486条の改正に関する問題点の整理

- 検討を要する点
  - ・現行法においても当事者の合意によって電子化対応は可能であり、どのような原因で電子化が阻害されているのか、立法事実を確認する必要がある。
  - ・「受取証書」が書面又は電子データのいずれでも提供できるとすると、**弁済者が受領者のいずれかが電子／紙を選択する必要がある**。弁済者と受領者のどちらに、電子／紙の選択権を付与するかによって、問題状況が異なる。
- 弁済者が電子／紙を選べることとした場合
 

民法の規定は一律に適用されることとなるので、弁済者が電磁的記録を請求した場合には、**受領者が小規模な商店であっても、また、消費者であっても（購入した商品を受領した場合等）、電磁的記録の提供義務を負わせることなるため、過度の負担とならないように社会的な環境を整備する必要がある。**

＼データでください／＼紙でください／＼データでください／ …



○ 受領者が電子／紙を選べるとした場合

- ・受領者にこの選択権を付与するということは、書面での交付を受けたいという弁済者の希望は保護しないことを意味するから、一般法である民法においてそのような規律を設けるには、様々な事案においてそれが妥当性を有するといえることが必要であり、その前提として、これを許容する社会的な素地（電磁的記録に対する社会的な評価が書面と同等であるといえる、弁済者となり得る者が容易に電磁的記録を受信することができる、など）が存在することが必要と考えられる。
- ・受領者が電磁的記録を選択した場合に、**電磁的記録の受信に必要な個人情報（メールアドレス等）の提供を強いられることにならないか**、などについても検討が必要。

使い方が  
＼わからないわ／



＼えっ／



データで送るので  
＼アドレス教えて／



➢ 一律に電磁的記録による領収書の交付を義務づけたとした場合

弁済者も受領者もいずれも電磁的記録の利用を義務づけられこととなるため、同様に、上記の問題点についての検討が必要。